

## 小中学校の隣接校との通学区域弾力化実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、学校規模の適正化を図るため、学校教育法施行令第8条に基づき、小規模校及び大規模校について隣接校との通学区域弾力化を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (弾力化の実施)

第2条 小規模校は、隣接する見直し相手校からの弾力化を実施し、就学指定校の変更を認めることにより、児童生徒数の増加を図る。

2 大規模校は、隣接する見直し相手校への弾力化を実施し、就学指定校の変更を認めることにより、児童生徒数の減少を図る。

### (対象校)

第3条 通学区域弾力化の対象となる見直し対象校と見直し相手校は、毎年度別に定める。

### (対象者)

第4条 対象とする児童生徒は、変更可能な学校の通学区域内に居住する新入生及び在校生で、年度当初に入学または転学ができ、かつ、卒業まで通学できる者とする。ただし、通学距離が小学校では4キロメートル以内、中学校では6キロメートル以内の者に限る。

### (受入人数)

第5条 受入人数は、受入校の保有教室等を考慮の上、1学級につき在籍する児童生徒数とあわせて、小学校・中学校それぞれ30人を超えない範囲を基本とし、毎年度別に定める。

### (変更申請)

第6条 就学指定校の変更を希望する児童生徒の保護者(以下「申請者」という。)は、隣接校との就学指定校変更申請書(別記様式1号。以下「申請書」という。)を10月1日から翌年1月15日までの開庁日に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、同項に定める期間外においても申請書を提出することができる。

### (変更承認)

第7条 教育長は、申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、入学者として承認する。ただし、就学指定校の変更を希望する児童生徒の人数が受入人数を超えた場合は、抽選によるものとする。

2 教育長は、前項の規定により入学者を承認したときは、申請者に隣接校との就学指定校変更許可書(別記様式2号)を交付するとともに、当該学校長に対し隣接校との就学指定校変更通知書(別記様式3号)を送付するものとする。

3 教育長は、通学の安全が確保できない場合は、第1項の承認をしないことができる。

4 教育長は、第1項ただし書の抽選で外れた申請者及び前項の規定により承認しない申請者に就学指定校変更不承認通知書(別記様式4号)を交付するものとする。

(承認の取消)

第8条 教育長は、入学を承認した後において、申請の事実が異なることが判明したとき、又は入学の目的に沿わない事由が生じたときは入学の承認を取り消すことができる。

(中学校入学)

第9条 この要領により指定校を変更し小学校に入学した児童が、中学校に進学する際において、希望する場合は、在学する小学校区の中学校に入学できるものとする。

2 前項の場合において、中学校が2校以上に分かれる場合は、原則として自宅に近い中学校とする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から適用する。